

広島県情報公開審査会諮問第43号

1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書を不存在とした決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 開示の請求

異議申立人は、平成14年5月9日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次に掲げる文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した（以下、請求原文のとおり）。

ア 高田郡 町 土地改良区の事業申請書の一件書類

イ 同上、土地改良区の設立に関し、土地改良法第8条第2項の規定により専門的知識を有する技術者が調査し県知事に提出した報告書の一件書類

ウ 土地改良法第52条第4項の規定により専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有する者による意見の内容を記述した文書

エ 上記イ、ウの技術者等の調査、指導期間及び調査者等の所属と氏名

オ 「町道 中央線」が圃場整備地区外として決定される以前の「幹線農道」として整備を計画していた当時の事業計画若しくはこれに代わる文書

カ 住宅用地、企業（工場）用地の創出の根拠法令、適用条文及び住宅、企業用地の創設に関する事業計画若しくは事業計画に代わる文書

(2) 開示等の決定

実施機関は、平成14年5月23日付けで、上記アに該当する文書として「高田郡 町 土地改良区の土地改良区設立認可申請書及び添付書類」を特定し、条例第10条第2号（個人情報）に該当する情報であることを理由に、個人情報を除き、部分開示の決定を行い、上記イに該当する文書として「高田郡 町 土地改良区の土地改良事業（変更）計画に対する調査報告書」を特定し、全部開示の

決定を行い、異議申立人に通知した。

また、上記ウ（以下「文書」という。）、上記エのうち上記ウの「技術者等の調査、指導期間及び調査者等の所属と氏名」（以下「文書」という。）、上記オ（以下「文書」という。）及び上記カのうち「住宅、企業用地の創設に関する事業計画若しくは事業計画に代わる文書」（以下「文書」という。）について、実施機関は、いずれも作成又は取得していないとして行政文書不存在決定（以下これらの行政文書不存在決定処分を「本件処分」という。）を行い、平成14年5月23日付けで、異議申立人に通知した。

なお、上記カのうち「住宅用地、企業（工場）用地の創出の根拠法令、適用条文」については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）が該当するものであり、公布されている法律であるため、平成14年5月23日付けで、異議申立人に条例適用外の通知を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、平成14年6月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 文書に係る本件処分について

(ア) 法第52条第4項の規定では、政令で定める資格を有する者による意見によ

り、換地計画を作成し、地権者の議決を得る手続が定められており、実施機関が文書を作成していないということは、法に反する手続が行われたことになる。

- (イ) 実施機関は、県営農村活性化住環境整備事業 地区事業（以下「本件住環境整備事業」という。）のうち、ほ場整備等土地改良事業（以下「本件事業」という。）に伴う換地及び買収は、町及び土地改良区の責任で行われたと説明しているが、そうであれば、本件事業は県営であるので、文書の作成は不要であるという説明と矛盾することになる。

イ 文書に係る本件処分について

法第8条第2項の規定により、専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告書（以下「法第8条第2項による調査報告書」という。）は、実施機関が土地改良事業の適否を審査する上で不可欠な文書であり、これがなければ土地改良区の設立は不可能であることから、法的にも不存在ということはある得ないものである。

ウ 文書に係る本件処分について

- (ア) 本件住環境整備事業は、多額の補助金による大規模事業で、適正に事業を実施するため、実施機関としても、法第8条第2項の規定により、技術者を派遣し、指導しており、綿密な計画のもとに行われていると思われる。

- (イ) 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第15条第8号の規定では、土地改良事業の施行が他の事業と関係があると認められる場合には、関係のある事業間の調整方法についての意見を都道府県知事に報告することになっており、町道整備は関係事業として、また、費用についての調査項目の面からも同様に報告すべきものである。

したがって、実施機関が文書を作成又は取得していないということはある得ない。

エ 文書 に係る本件処分について

実施機関は、県が造成を行うものではないので、文書 は作成していないと説明するが、本件請求は造成ではなく、換地集積による住宅用地等の創設に関する文書の開示を求めるものである。

新規住宅用地及び企業用地の創設も事業の柱であり、住宅造成用地の規模、用地の換地集積による創設方法及び適正な土地評価の調査等が記載された事業計画又はそれに準じたものが作成されているものと思われる。

オ その他

本件事業に関しては、平成13年12月に行政不服審査法に基づく審査請求をしており、その資料とするために本件請求を行ったものである。

また、本件事業の施行に伴い、離農家の財産上の利益が著しく損なわれるにもかかわらず、事業主体である実施機関は、異議申立人に積極的に説明しないことから、本件事業の不当な手続の原因及び経緯を明らかにするため、関係文書の開示を求める。

4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件処分をした理由などについては、おおむね次のとおりである。

(1) 文書 に係る本件処分について

法第52条第4項は、土地改良区営の土地改良事業において換地計画を定める際に、政令で定める資格を有する者、すなわち、土地改良換地士の意見書が必要であることを定めたものである。

県営土地改良事業について定める法第89条の2第2項の規定は、法第52条第4項を準用していないため、実施機関が文書 を作成又は取得することはない。

(2) 文書 に係る本件処分について

異議申立人は、実施機関が作成又は取得していない文書 に関係する情報を求めているものであり、当然に存在しないものである。

なお、異議申立人が不存在はあり得ないと主張する、法第 8 条第 2 項による調査報告書は、本件処分と同日付けの開示決定により、異議申立人に対して開示しており、当該開示文書に調査者等の職氏名は含まれている。

(3) 文書 に係る本件処分について

文書 は、法第 8 5 条の規定に基づき、法第 3 条に規定する資格を有する者、すなわち、土地改良区設立を予定している関係権利者（以下「土地改良区設立予定の関係権利者」という。）が、実施機関に県営土地改良事業の施行申請をする前の準備段階において、 町との間で検討していた事項を記したものと考えられるが、法第 8 条第 2 項による調査報告書に添付されるものではなく、また、土地改良事業計画書に添付されるものでもない。

なお、法第 8 条第 2 項による調査報告書は、実施機関が土地改良区の設立認可申請を受けた後に行うものであって、当該認可申請前の調査報告は、法的にも求められていないことから、実施機関では文書 を作成又は取得していない。

(4) 文書 に係る本件処分について

住宅用地又は企業用地の造成等を実施機関が行うものではないので、実施機関では文書 を作成しておらず、また、造成主体等から取得もしていない。

なお、異議申立人は、審査会に提出した意見書の中で、換地集積による住宅用地等の創設に関する文書の開示を求める旨述べているが、異議申立人が行った平成 14 年 3 月 19 日付けの開示請求に対し、同年 3 月 29 日付けで、「 地区県営土地改良事業計画書」及び「 地区県営土地改良事業変更計画書」について、換地取得予定者の氏名などの個人情報を除いて、部分開示しており、当該開示文書には、住宅用地など非農用地の換地方法、用途及び非農用地区域の位置の概略等が含まれているものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、県民の行政文書の開示を求める権利等を定めることにより、県が県政に関し、県民に説明する責務を全うするよう努めること等を目的としており(第1条)、実施機関は、条例の解釈及び運用に当たっては、県民の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする(第3条)とされている。

当審査会は、行政文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件処分の妥当性について、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件事業について

ア 本件住環境整備事業は、高田郡 町において、緑地空間、水辺空間等の生活環境を整備し、農村地域の住環境の快適性の向上を図ることを目的としたものであり、事業主体である実施機関は、農業生産基盤の整備とともに、ほ場整備等により非農用地を創出し、地域の宅地需用にも対応し得るよう事業を進めている(平成10年度から事業を開始し、同16年度までに完了する予定)。

イ 土地改良区設立予定の関係権利者は、土地改良事業計画の概要を策定した後、平成10年2月に土地改良区設立認可申請及び土地改良事業施行申請を行い、同年7月に実施機関による同事業計画及び定款の審査を受けているが、当該審査に当たって、実施機関は、法第8条第2項による調査報告書に基づいて、土地改良区設立の適否等を決定したものである。

ウ 本件事業に関係する町道用地を本件事業の地区外とした決定は、土地改良区設立予定の関係権利者が住宅用地の設定と併せて、上記イの土地改良事業計画の概要策定前の段階において、法第85条の規定に基づき、本件事業の施行地域を決定する際に行ったものである。

また、企業用地については、法第87条の3の規定に基づき、実施機関が土地

改良事業計画の変更手続を行い、非農用区域としての設定がなされたものである。

(3) 本件処分の妥当性について

文書 から文書 について本件処分を行ったことが妥当かどうか、以下において検討する。

ア 文書 に係る本件処分について

法第 5 2 条第 4 項は、土地改良区営の土地改良事業において換地計画を定める際に、土地改良換地士の意見書が必要であることを定めたものである。

すなわち、県営土地改良事業について定める法第 8 9 条の 2 第 2 項の規定は、法第 5 2 条第 4 項を準用していないため、実施機関には文書 の作成又は取得は法的に求められていない。

したがって、実施機関の主張には、特段不合理な点は見当たらないものと認められる。

イ 文書 に係る本件処分について

本件処分は、文書 に係る「技術者等の調査、指導期間及び調査者等の所属と氏名」について行ったものであり、上記アのとおり、実施機関では文書 を作成又は取得していないため、当該記載情報についても、当然に実施機関では保有していないと認められる。

なお、異議申立人が不存在ということとはあり得ないと主張する、法第 8 条第 2 項による調査報告書は、上記 2 (2)のとおり、本件処分と同日付けの開示決定により、異議申立人に対して、全部開示されており、当該開示文書には調査者の職氏名が記載されていることが認められた。

ウ 文書 に係る本件処分について

県営土地改良事業に係る一定の地域の決定は、法第 8 5 条の規定に基づき、法

第3条に規定する資格を有する者が、都道府県知事に対する事業施行申請に先立って行うものであることから、文書は、土地改良区設立予定の関係権利者及び町との間の検討事項を記したものであり、これを作成又は取得していないとする実施機関の説明は、特段不合理とはいえないものと認められる。

また、法第8条第2項による調査報告書は、実施機関が土地改良区の設立認可申請を受けた後に作成されるものであって、異議申立人が主張するような当該申請前の調査報告は法的に求められておらず、また、当該報告書には、文書は添付されていないことが認められた。

エ 文書に係る本件処分について

非農用地として換地された住宅用地又は企業用地の造成等事業は、実施機関が行うものではないので、本件事業が県営事業であることをもって、文書に該当すると考えられる文書のすべてを町、土地改良区等から取得し、又は実施機関が作成しなければならないとは認められない。

また、異議申立人は、当審査会に提出した意見書の中で、換地集積による住宅用地等の創設に関する文書の開示を求める旨主張しているが、仮に、本件請求が住宅用地など非農用地換地の事業計画（変更計画を含む。）を求めるものであったとしても、実施機関が主張しているとおり、非農用地の換地方法、用途等が記載された「地区県営土地改良事業計画書」及び「地区県営土地改良事業変更計画書」は、個人情報を除いて、既に異議申立人に開示されていることから、実施機関が、文書に対応する文書としてこれらの計画書を特定しなかったことについて、特段不合理な点は見当たらないものと認められる。

(4) 結論

よって、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 7 . 1	・ 諮問を受けた。
14 . 7 . 3	・ 実施機関（土地改良室）に、理由説明書の提出を要求した。
14 . 7 . 10	・ 実施機関から理由説明書を受理した。
14 . 7 . 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に理由説明書に対する意見書の提出を要求した。
14 . 7 . 22 (平成14年度第4回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
14 . 8 . 19	・ 異議申立人から意見書を受理した。
14 . 8 . 20	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
14 . 8 . 26 (平成14年度第5回審査会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
14 . 9 . 25 (平成14年度第6回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
14 . 10 . 17 (平成14年度第7回審査会)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
14 . 11 . 20 (平成14年度第8回審査会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

広島県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

飯 岡 久 美	弁護士
椎 木 夕 力	弁護士
畑 博 行 （ 会 長 ）	広島大学名誉教授
水 鳥 能 伸	安田女子大学助教授
宮 本 功	元中国新聞社論説委員